



金 沢 市 公 報

号外第 28 号

平成24年(2012年)9月25日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目次	ページ
条 例	
金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例 (都市計画課)	1

条 例

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年9月25日

金 沢 市 長 山 野 之 義

◎金沢市条例第42号

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成16年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

64	サンシャイン南森本Ⅱ地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された金沢都市計画サンシャイン南森本Ⅱ地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
65	松村フレッシュタウン地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された金沢都市計画松村フレッシュタウン地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域

別表第2に次の2号を加える。

64 サンシャイン南森本Ⅱ地区地区整備計画区域

計画地区	制 限	
全域	用途の制限	次に掲げるもの以外のもの (1) 専用住宅又は兼用住宅（令第130条の3に規定するものに限る。） (2) 共同住宅、診療所又は集会所 (3) 公益上必要があると市長が認めるもの

	(4) 前3号に掲げる建築物に附属する自動車車庫及び物置 その他これらに類するもので床面積の合計が50平方メートル以内のもの
敷地面積の 最低限度	150平方メートル
壁面の位置 の制限	<p>1 建築物の壁面等から道路境界線又は隣地、公園、通路（敷地内のものを除く。）若しくは農道（以下この表において「隣地等」という。）の境界線までの距離の最低限度は、0.8メートルとする。</p> <p>2 道路境界線に係る壁面等の後退において、壁面後退部分（壁面等から道路境界線又は隣地等の境界線までの距離の最低限度に満たない距離にある建築物の部分进行う。以下この表において同じ。）に係る床面積の合計が5平方メートル以内であり、かつ、軒の高さが3メートル以下の独立した車庫については、前項の規定は、適用しない。</p> <p>3 隣地等の境界線に係る壁面等の後退において、壁面後退部分に係る床面積の合計が5平方メートル以内であり、かつ、軒の高さが3メートル以下の附属建築物については、第1項の規定は、適用しない。</p>
高さの最高 限度	12メートル
垣又は柵の 構造の制限	<p>道路に面して垣又は柵を設ける場合（壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度に係る線と当該道路境界線との間の敷地の区域をいう。）外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 生け垣、植栽又は高さが1.5メートル以下の透過性のフェンス</p> <p>(2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの</p> <p>(3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.5メートル以下のものに限る。）</p>

65 松村フレッシュタウン地区地区整備計画区域

計画地区	制 限	
住宅地区 A	用途の制限	1戸建ての専用住宅以外のもの
	敷地面積の最低限度	140平方メートル
	壁面の位置の制限	<p>1 建築物の壁面等から道路境界線又は隣地の境界線までの距離の最低限度は、1メートルとする。</p> <p>2 次に掲げるものについては、前項の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 自動車車庫で床面積が50平方メートル以内のもの</p> <p>(2) 別棟の附属建築物又は屋外とみられる玄関ポーチの壁面等で当該壁面等から道路境界線又は隣地の境界線までの距離が0.5メートル以上であるもの</p>
	高さの最高限度	10メートル
	垣又は柵の構造の制限	道路又は隣地に面して垣又は柵を設ける場合（壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度に係る線と当該道路境界線及び隣地の境界線との間の敷地の区域をいう。以下この表において同じ。）外に設ける場合を除く。）は、生け垣、植栽又は高さが1.5メートル以下の透過性のフェンスとする。
住宅地区 B	用途の制限	<p>次に掲げるもの以外のもの</p> <p>(1) 1戸建ての専用住宅又は兼用住宅（令第130条の3に規定するものに限る。以下この表において同じ。）</p> <p>(2) 専用住宅（1戸建ての専用住宅を除く。）、兼用住宅（1戸建ての兼用住宅を除く。）、共同住宅、寄宿舎又は診療所（これらの敷地が住宅地区Cにわたり、かつ、市道大徳23号松村7丁目線7号（都市計画道路観音堂上辰巳線に沿う部分に限る。）に面するものに限る。）</p>
	敷地面積の最低限度	140平方メートル
	壁面の位置の制限	<p>1 建築物の壁面等から道路境界線又は隣地の境界線までの距離の最低限度は、1メートルとする。</p> <p>2 次に掲げるものについては、前項の規定は、適用しない。</p>

		(1) 自動車車庫で床面積が50平方メートル以内のもの (2) 別棟の附属建築物又は屋外とみられる玄関ポーチの壁面等で当該壁面等から道路境界線又は隣地の境界線までの距離が0.5メートル以上であるもの
	高さの最高限度	10メートル
	垣又は柵の構造の制限	道路又は隣地に面して垣又は柵を設ける場合（壁面後退区域外に設ける場合を除く。）は、生け垣、植栽又は高さが1.5メートル以下の透過性のフェンスとする。
住宅地区 C	用途の制限	次に掲げるもの以外のもの (1) 専用住宅又は兼用住宅 (2) 共同住宅、寄宿舍又は診療所
	敷地面積の最低限度	140平方メートル
	壁面の位置の制限	1 建築物の壁面等から道路境界線又は隣地の境界線までの距離の最低限度は、1メートルとする。 2 次に掲げるものについては、前項の規定は、適用しない。 (1) 自動車車庫で床面積が50平方メートル以内のもの (2) 別棟の附属建築物又は屋外とみられる玄関ポーチの壁面等で当該壁面等から道路境界線又は隣地の境界線までの距離が0.5メートル以上であるもの
	高さの最高限度	10メートル
	垣又は柵の構造の制限	道路又は隣地に面して垣又は柵を設ける場合（壁面後退区域外に設ける場合を除く。）は、生け垣、植栽又は高さが1.5メートル以下の透過性のフェンスとする。

別表第3に次のように加える。

9	サンシャイン南森本Ⅱ地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された金沢都市計画サンシャイン南森本Ⅱ地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
10	松村フレッシュタウン地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された金沢都市計画松村フレッシュタウン地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域

附 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

平成24年(2012年)9月25日 印刷
平成24年(2012年)9月25日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄